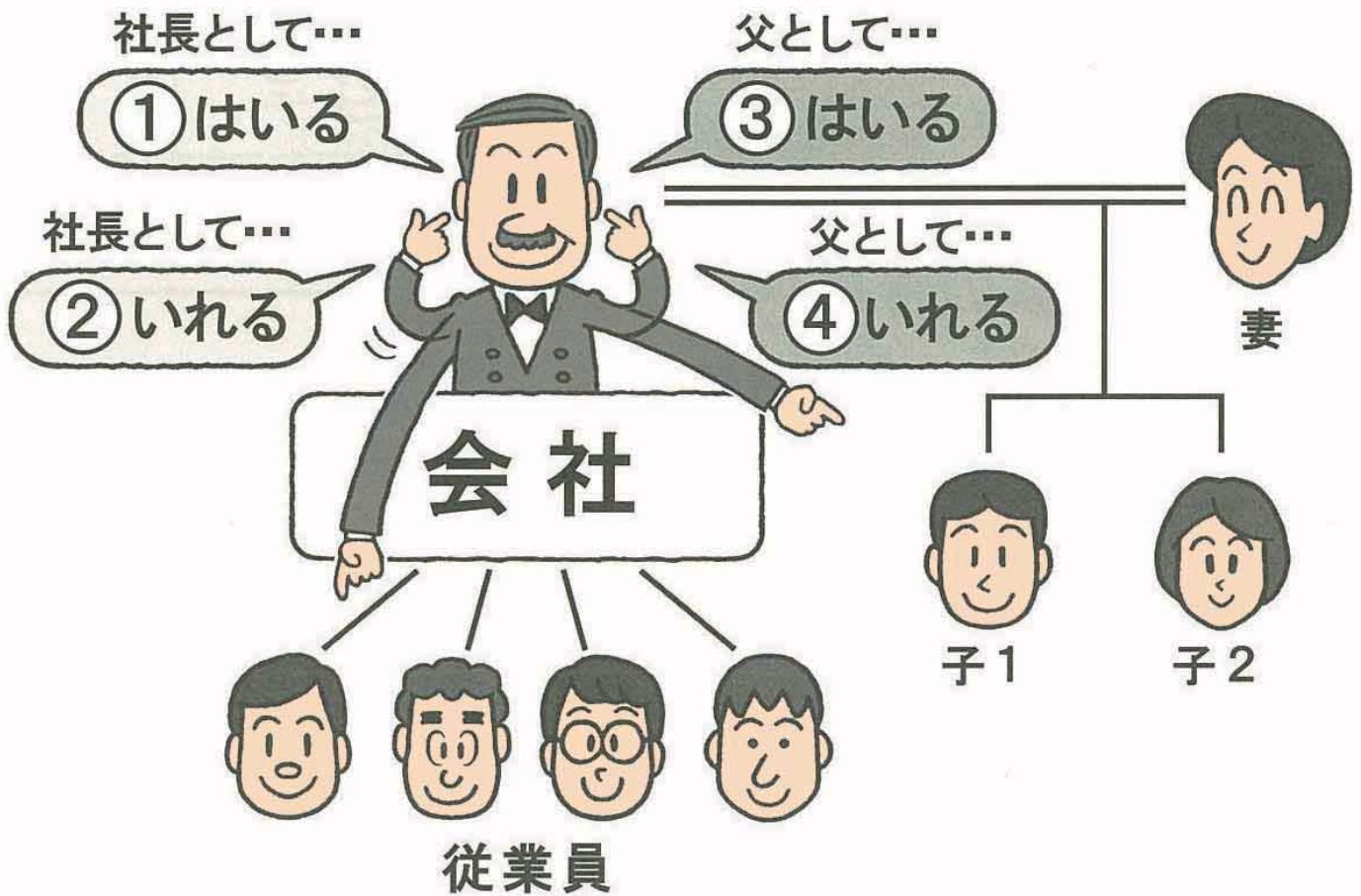


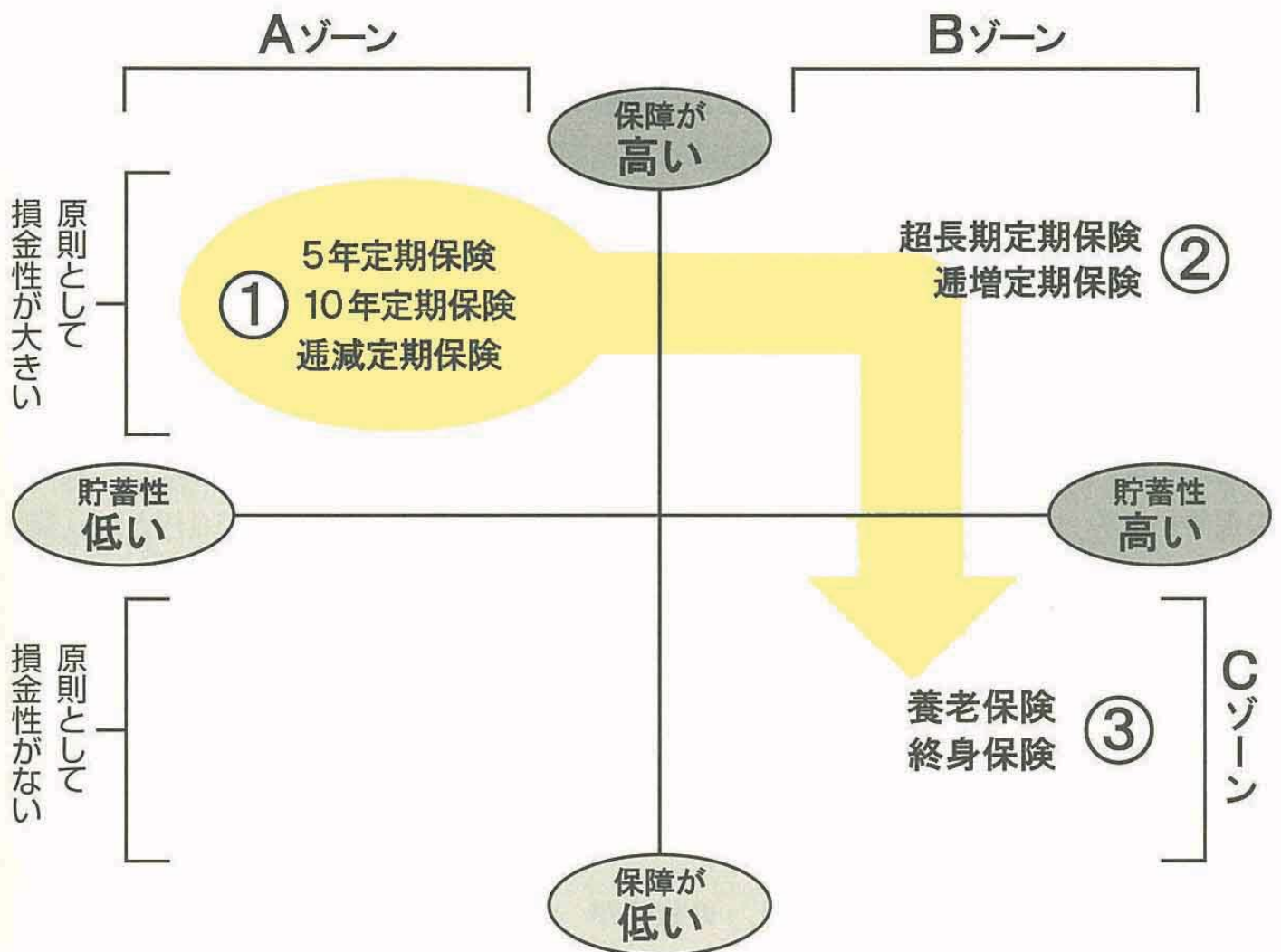
社長として入る生命保険



[4つのステージ]

1. 社長として入らなければいけない保険。
2. 社長として入れておかなければならない保険。
3. 父として入らなければいけない保険。
4. 父として入れておかなければならない保険

● 社長として入る保険の考え方



- (予算の大小) = 考え方の順序
- ① 万が一の死亡に備える
 - ② 退職金も視野にいれる。
 - ③ さらに貯蓄性を高め、特例も利用する。

<Aゾーンの定期保険>……原則損金

社長の突然の死亡。このとき、何が起こるかは122～123頁で解説していますが、このことは社長として当然、想定しておくべきことです。車を買ったら自賠責保険が義務付けられているように、法人を作ったら「突然の死亡」に備える生命保険の加入は社長としての義務だとお考えください。もちろん、資金があれば良い生命保険も色々ありますが、基本的に資金的余裕が厳しい場合には5年の定期保険（いわゆる掛け捨て保険）が一番低予算で購入することができます。ポイントは、とにかく安く、死亡保障を購入ことです。

最近健康体保険とか、タバコを吸う吸わないで保険料が違うとか、場合によっては既往症があっても少し高めの保険料で加入できたりとか、保険会社各社によって多種多様です。下記の料金表はごく一般のものです。一つの目安として参考にしてみてください。

たとえば、30歳の社長（男性）が、5年掛け捨てで1000万円の死亡保障を買うと、月々の保険料は約1950円（特約付きでも4655円）です。つまり、月に約1950円という費用で、万が一のときに1000万円という効果が、契約と同時に決定します。しかも、この1950円は原則損金です。

保険に入る人………社長

保険料を払う人………会社

保険金をもらう人………会社

これで、社長が「いつ死んでもよし」の状態が完成します。

「必要な保障額」は、会社の規模や業態によってさまざまです。当然、月々の保険料も違ってきますが、それを払えないような人は、ハッキリいって社長をやってはいけないということです。

※必要保障額については137頁参照

	AゾーンとBゾーンは 税引前の損金	Cゾーンは 税引後の利益で払う
収入	5000	5000
保険料という経費	3000	0
利益	2000	5000
税金	800	2000
手残り	1200	3000
		3000 保険料
計	1200	0

資産

経理処理の参考図

死亡保障
1950円/月



特約付き
4655円/月

フ～ム…
思ったより
安いなあ～…



いかがですか？



＜Bゾーンの超長期保険＞……原則損金

Aゾーンの定期保険は、5年、10年という短い期間の掛け捨て型の生命保険なので、税務上、その保険料の支払いは原則的に損金処理ができますが、掛け捨てになってしまいます。しかし、企業経営者の中には、損金で処理しながらもやはり戻り金があるほうが良いという希望が多く、この望みをかなえるような保険が販売されるようになりました。

この保険は、保険期間を長期に設定し、保険料も高めに設定されています。もちろん、定期保険ですから、契約期間の最後まで継続すると保険料が戻ることはないのですが、契約後一定期間で解約した場合に解約返戻金が生じる商品になっています（返戻金は収入計上）。

簡単に言えば、保険料は高めだけれど損金処理ができて、途中解約した場合に保険料の一部が戻ってくるため、予算さえ許せばAゾーンの5年、10年定期より経営者のニーズを満たすこととなります。

契約期間の長さにより、100%損金に算入される商品と、50%が損金に算入されるタイプがあります。保険料が変わらず保障が毎年大きくなる逡増型に人気が集中しています。

＜Cゾーンの保険＞……原則資産計上

Cゾーンの保険になると、保障の購入と言うよりは金融資産の購入になりますので、支払い金額も資産計上となり損金性はありません。従って、納税後の利益で購入する体力がないと払いきれませんが、払い続けられれば会社の財務体質はかなり良いものとなります。ここで注目したいのは、全従業員を対象に福利厚生の目的で一律の基準を持って養老保険に加入した場合、保険料の2分の1を損金で処理することができるという特例があることです。要するに、100万円貯金をすると50万円損金にして良いという特例ですから、予算が許して要件を満たすのであれば、この保険の加入も考えてみる価値は大いにあります。

個人事業の場合は、従業員だけが対象（専従者も従業員と同じ基準で加入している場合は可）ですが、法人の場合は役員の加入も対象となります。